

## 特定非営利活動法人スノック 会員規約

(本会員規約の範囲)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人スノック（以下当法人とする）の社員であるところの正会員および社員資格を有さない賛助会員のいずれかになった団体または個人に適用する。当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

(会員種別)

第2条 当法人の会員種別は次の各号に定めるものとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。当法人の総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。当法人の総会における議決権を有さない。

(会員資格)

第3条 会員とは、当法人の活動目的に賛同し、定款および本規約を承諾し、かつ、当法人の理事会が承認した団体または個人をいう。

(入会申込)

第4条 会員として入会しようとするものは入会申込書を事務局に提出し、理事会の承諾を得なければならない。理事会は、会員の申込みについて正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会審査)

第5条 入会の審査は次の各号により行う。

- (1) 入会申込があった場合、理事会はただちに入会の認否を行う。
- (2) 当法人は、申込者に対し、入会審査に必要な限りにおいて、質問その他必要な資料の提出を求めることがある。
- (3) 理事長もしくは副理事長は、入会申込者に対し入会の承認または不承認の結果を通知する。
- (4) 入会を承諾された申込者は、初回の会費納入の日をもって正式入会とする。

2 当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。これに該当する場合は、電信もしくは書面にて入会申込者に通知する。

- (1) 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規程に反するおそれのある場合

(3) 反社会的勢力に該当する場合

(4) その他、前各号に準ずる場合で当法人が入会を適当でないと判断した場合

(会費)

第 6 条 前条の規定により入会が承認された者は、次の各号に定める会費を納入する義務を負う。

(1) 正会員 入会金 0 円、会費（年額）一口 3,000 円

(2) 賛助会員 入会金 0 円、会費（年額）一口 3,000 円

(有効期間)

第 7 条 会員資格有効期間は、入会日から毎年 3 月 31 日までとする。会員の退会もしくは会員種別変更に関する申し出は、会員資格有効期間内において書面をもって行う。その期間に当法人または会員のいずれからも退会もしくは会員種別変更の意思表示がない場合には、更に会員資格有効期間を 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合、会員資格を喪失する。

(1) 第 9 条の規定により退会、もしくは第 10 条の規定により除名となった場合。

(2) 団体会員にあつては会員である団体が解散した場合、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合。

(3) 個人会員にあつては本人が成年被後見人もしくは被保佐人になった場合または死亡もしくは失跡宣言した場合。

(4) 会費の支払いが支払期間満了日から起算して 2 ヶ月以上遅滞した場合。

(退会)

第 9 条 会員は、当法人の事務局に対し書面を提出することで任意に退会できる。

(除名)

第 10 条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると認めた場合、会員を除名することができる。また、会員資格の取り消しについての決定は、総会の決議により行う。

(1) 定款もしくは本規約に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(変更の届出)

第 11 条 会員はその氏名もしくは名称、住所、連絡先、会費支払い方法等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。なお、当法人は、会員が前項に規定する変更手続を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

(個人情報の管理)

第 12 条 会員は、当法人の業務において取り扱う個人情報保護について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切かつ適法な手段による個人情報の収集または利用。
- (2) 個人情報への不正アクセスまたは紛失、破壊または漏洩などの予防および是正のために継続的に必要な安全対策の措置。
- (3) 個人情報に関する法令及びその他規範の遵守。
- (4) 会員は、当法人の活動を通じ、知り得た個人情報は良なる管理者の注意義務を持って保持するものとし、当法人の承認なく第三者に口外（メール等によるものを含む）、開示または漏洩してはならない。なお、本項に定める義務は、会員資格の喪失後も継続して効力を有するものとする。

(会員の禁止事項)

第 13 条 会員は次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会員は、会員資格（本規程第 3 条に定める権利を含む）を第三者に譲渡、貸与等処分することはできない。
- (2) 会員は、当法人から要請があった場合は、たとえ当法人の許可が過去にあったとしても、理由を説明し使用していた当団体の名称、ロゴ、リンクを掲載媒体から削除するものとする。
- (3) 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行う入信活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。
- (4) 会員は、当法人の活動において、特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行う選挙活動その他これに類似する一切の行為を行ってはならない。
- (5) 会員は、当法人の許可なく、他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他これに類似する行為を行ってはならない。
- (6) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が不相当と判断する行為を行ってはならない。

(規約の追加・変更)

第 14 条 当法人は理事会の承認を得て、本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

(免責および損害賠償)

第 15 条 会員が、当法人の活動に関連して取得した情報等を、自らの責任において保有または利用等することはできるが、これに関連して第三者または他の会員が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員が、本規程に違反したまたは不正もしくは違法な行為によって、当法人に損害を与えた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当団体に賠償することとする。

3 会員が当法人の活動において、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任をもってこれを解決しなければならず、当法人は一切の責任を負わないものとする。

4 前各項の規定は会員資格を喪失した場合も、継続して効力を有するものとする。

(会員情報の取り扱い)

第 16 条 会員(本条においては入会申込者を含む)は、当法人が知り得た会員の個人情報(以下「会員情報」とする)を、次の各号に定める利用目的の範囲内で当法人が利用することに同意するものとする。

(1) 第 5 条に定める入会審査のため。

(2) 当法人の運営上必要な事項を会員に知らせるため。

(3) 会員相互の理解や交流の促進を図るため。

(4) 事業を広報宣伝支援するため。

2 当法人は、当法人の運営や会員サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがある。この場合、当法人は業務遂行上必要な範囲内で当該委託先に会員情報を取り扱わせることがある。

付 則

本会員規約は、令和 4 年 11 月 28 日より実施する